

日本道教學會會則

- (名稱) 一、本會は日本道教學會とする。
- (目的) 二、本會は道教並びに廣く東洋の民族的宗教・文化に關する諸般の研究を推進し、會員相互の連絡を計ることを目的とする。
- (事業) 三、本會は左の事業を行う。
- 1、會誌『東方宗教』を年二回發行。
 - 2、學術大會を年一回開催。
 - 3、國內外の關連する學術團體との連絡。
 - 4、その他本會の目的遂行に必要と認められる事業。
- (會員) 四、會員は斯學の研究に従事する者で、會員の紹介を経て、理事會によって承認された者とする。
- 五、會員は年一回總會を開き、必要事項を審議し承認する。
- (役員) 六、本會には左の役員を置く。
- 1、會長 一名
 - 2、理事 若干名
 - 3、評議員 若干名
 - 4、監事 二名
 - 5、幹事 若干名
- 七、役員の仕事は左の通りである。
- 1、會長は本會を代表する。
 - 2、理事は會員の委託により、理事會を構成し會務を運營する。
 - 3、評議員は會長の委嘱により、評議員會を構成しその諮問に應ずる。
 - 4、監事は會務及び會計の監査を行う。
 - 5、幹事は會務の處理を輔佐する。
- 八、役員の選出方法は左の通りである。
- 1、會長は理事の互選による。
 - 2、理事・監事は總會において會員が選出する。
 - 3、評議員は會長が委嘱する。
 - 4、幹事は會長が委嘱する。
 - 5、役員は就任時に滿七十三歳を越えないものとする。
- 九、役員の仕事は左の通りである。
- 1、會長の仕事は二年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2、理事・評議員・監事の仕事は二年とする。但し、重任を妨げない。
 - 3、役員は選出の翌年の一月一日より就任する。
- 十、本會に名譽理事を置くことができる。名譽理事は會長の諮問に應ずることが出来る。
- (會費) 十一、會員の納入する會費の年額は左の通りである。會費は年度始めに納入するものとする。
- 1、會員 五千圓
 - 2、評議員 六千圓
 - 3、理事・監事 七千圓
 - 4、名譽理事 五千圓
- (會計年度) 十二、本會の會計年は四月一日より翌年三月三十一日までとする。
- (會則の改訂) 十三、本會則は、理事會の議決と總會の承認を経て、改訂することができる。
- (附則)
- 一、本會則は、平成十三年一月一日より施行する。但し、十一條については、平成十二年四月一日より施行する。
 - 二、本會の設立年月日は昭和二十五年十月十八日である。
 - 三、本會の事務局は會長の所屬する大學または研究機關等におく。
 - 四、本會則は、平成二十七年一月一日より施行する。

(東方宗教掲載のものは縦書きである)